

目 次

令和2年3月18日（水曜日）

議事日程（第3号）

議会運営委員会委員長報告	6 3
開議（午前9時30分）	6 3
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	6 4
（総務建設常任委員会）	6 4
（教育民生常任委員会）	6 7
委員長報告に対する質疑	7 0
（総務建設常任委員会）	7 0
（教育民生常任委員会）	7 0
一般質問	7 0
4 番（三木俊明君）	7 0
2 番（鈴木美香君）	7 5
休憩（午前10時23分）	7 8
再開（午前10時33分）	7 9
6 番（岡本経治君）	7 9
8 番（福本耕太君）	8 6
休憩（午前11時34分）	9 9
再開（午前11時45分）	1 0 0
討論、採決（議案第7号～議案第29号）	1 0 0
請願、討論採決（請願第1号）	1 1 2
休憩（午後0時09分）	1 1 4
再開（午後0時09分）	1 1 5
議案の上程、提案理由の説明（同意第1号）	1 1 5
提案理由に対する質疑、採決（同意第1号）	1 1 5
休憩（午後0時11分）	1 1 6
再開（午後0時13分）	1 1 7
議案の上程、趣旨の説明（発議第1号）	1 1 7
趣旨説明に対する質疑（発議第1号）	1 1 7
討論、採決（発議第1号）	1 1 8
閉会中の継続調査申出	1 1 8
閉会（午後0時17分）	1 1 9

令和2年3月18日（水曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）	4 番（三木俊明君）
5 番（岡野能之君）	6 番（岡本経治君）	7 番（高橋正博君）
8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）	10 番（井上正清君）
11 番（木場隆司君）	12 番（濱野良一君）	

2、 欠席議員

1 番（茂木邦夫君）

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	教 育 長（下地芳文）
参事兼総務課長（鳥井基史）	参事兼企画課長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（奥村 忠）	福 祉 課 長（笹山恵子）
健康増進課長（山本真由美）	住民環境課長（三木新治）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（石床勝則）
商工観光課長（蓮池幹生）	教育総務課長（佐伯浩二）
生涯学習課長（宮原正行）	総務課副主幹（島原正喜）

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（須藤英彦）
--------------	----------

議事日程 第2号

別紙のとおり

令和2年3月土庄町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年3月18日(木曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第16号 土庄町行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 4 議案第17号 土庄町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第18号 土庄町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第19号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第20号 土庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第21号 土庄町の債権管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第22号 土庄町大鐔財産区管理会条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第23号 土庄町多目的グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第24号 土庄町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第25号 土庄町障害者等用駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第26号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第27号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第28号 土庄町道路線の廃止について
- 第 16 議案第29号 土庄町道路線の認定について
- 第 17 議案第7号 令和2年度土庄町一般会計予算
- 第 18 議案第8号 令和2年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 19 議案第9号 令和2年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第 20 議案第10号 令和2年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第 21 議案第11号 令和2年度土庄町大鐔財産区事業特別会計予算
- 第 22 議案第12号 令和2年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 23 議案第13号 令和2年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第 24 議案第14号 令和2年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第 25 議案第15号 令和2年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算

第 26 請願第 1 号 日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見
書採択を求める請願

第 27 同意第 1 号 土庄町教育委員会教育長の任命について

第 28 閉会中の継続調査申出について

令和 2 年 3 月土庄町議会定例会議事日程（第 3 号追加 1）

令和 2 年 3 月 1 8 日（木曜日）午前 9 時 3 0 分 開議

追加第 1 発議第 1 号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

先日、香川県内におきまして初めてコロナウイルスの感染者が発生しました。議場内のマスクの着用に関しましては、皆様のご判断にお任せをいたしますけれども、ご発言の際には聞き取りやすいようご配慮をよろしくお願いいたします。また、傍聴人の皆様におかれましては、感染予防のためにマスクの着用や咳エチケットのほうにご協力をよろしくお願い申し上げます。

開議に先立ちまして、本日 9 時より議会運営委員会を開催いたしました。本日の議会運営等についてご審議をお願いいたしました。その結果について委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

本委員会は、本日、9 時から委員会室におきまして議会運営等につきまして審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

町長より同意 1 号 土庄町教育委員会教育長の任命についての議案が提出されましたので、これを日程に追加したいと思います。

本日の会議の進め方でございますが、お配りしております議事日程第 3 号のとおりでございます。

以上、議会運営委員会からのご報告とさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおりです。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

開議

○議長（濱野良一君）

茂木議員から欠席届を受理しております。

ただ今、出席議員は 11 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（濱野良一君）

日程第1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。
本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 岡本経治君。

○総務建設常任委員長（岡本経治君）

おはようございます。

3月5日に、令和2年度当初予算、条例関係と議案及び請願が当委員会に付託されました。これらについて、3月11日に委員会を開催し審査いたしましたので、その結果について所管課ごとに要点を報告させていただきます。

まず、税務課より、議案第7号の税務課所管部分の予算は、1億2409万3千円で、前年度に比べ、363万8千円、2.8%の減です。要因としては、固定資産評価替えに伴う電算委託料と、OCR読み取り装置の更新による備品購入費が増となっている一方で、人事異動に伴う職員給与費や土地評価替え事務に係る委託料が減となったことによるものであります。

また、歳入の町税については、町たばこ税の減収が見込まれるものの固定資産税と軽自動車税の増収が見込まれることから、前年度と比較して114万円増の15億2685万7千円を見込んでいるとの説明がありました。

委員から、消費税や新型コロナウイルス感染症の影響について質問があり、今後の収納への影響について注視していく必要があるとの説明がありました。

続いて出納室より、議案第7号の出納室所管部分の予算は、3461万4千円、前年度に比べ、81万6千円、2.4%の増です。主な要因は、臨時職員の会計年度任用職員制度への移行に伴う報酬、職員手当等の増と、債権管理費において、島外滞納者に係る滞納整理事務の強化のために旅費等を増額したことによるものです。

次に、議案第21号土庄町の債権管理に関する条例の一部を改正する条例について、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、条例中の字句を改めるものと説明がありました。

委員からは、滞納整理は進んでいると聞いているが、滞納整理に係る旅費が増となっている理由について質問があり、税務課で対応している島外未納者に係る案件の一部を債権管理室で引き受けていく予定であるためとの回答がありました。

続いて総務課より、議案第7号の総務課所管部分の予算は、37億4550万円で、前年度に比べ14億6272万3千円、64.1%の増となっています。主な要因は、旧愛の園保育所の改修費用、土庄町庁舎建設事業、国勢調査の実施等によるも

のです。

旧愛の園保育所の改修については、新庁舎の南側駐車場への進入路である町道の拡幅工事に伴い、現商工会館は解体予定で、解体後に商工会へ仮事務所として旧愛の園保育所を貸し付けるとの説明がありました。

また、土庄町庁舎建設事業は、本格的な建設の開始に伴い、令和 2 年度の事業予算は 20 億 7721 万 9 千円になるとのことです。

委員から、旧愛の園保育所改修工事について質問があり、改修の詳細についてはこれから協議していくが、商工会が使用をやめた後、次の事務所としても使用できるように一般的な改修を考えていることや遊具については、フレトピア広場や各こども園に移設し、有効活用する予定であるとの回答がありました。

続いて企画課より、議案第 7 号の企画課所管部分の予算は、7 億 3094 万 3 千円で、前年度に比べ 6615 万 3 千円、10.0%の増です。増額の要因としては、庶務事務システムの機能拡張により職員の出退勤や時間外勤務、休暇等を管理するシステムの導入経費、東洋紡跡地を不足している公園として整備するための経費、離島甲子園の負担金、ふるさと納税の寄付額の増額に伴う返礼品等にかかる経費などが主なものであるとのこと。

次に、議案第 16 号 土庄町行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例は、健康福祉関係の窓口を一本化し、出生から看取りまでの継ぎ目のない一貫性のある住民サービスを提供することを目的に、福祉課と健康増進課を統合し、健康福祉課として組織を改編するものとのこと。

また、議案第 19 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 20 号 土庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、令和元年人事院勧告に伴う給料表の改定等となっているとの説明がありました。

委員から、ふるさと納税の寄付額の今後の見通しについて質問があり、小豆島ブランドを生かし、今後さらに寄付金の増額に向けて取り組んでいくとの回答がありました。

続いて、議会事務局・監査委員事務局より、議案第 7 号の議会事務局、監査委員事務局所管部分の予算は、8546 万 4 千円で、前年度に比べ 68 万 3 千円、0.8%の増です。議会費は、臨時職員が会計年度任用職員制度へ移行することや議会活性化特別委員会の視察費用などを見込んだことにより増額。監査委員費は、研修の開催場所の変更により、減額となっているとの説明がありました。

続いて商工観光課より、議案第 7 号の商工観光課所管部分の予算は、2 億 4059 万 8 千円で、前年度より 1 億 2732 万 8 千円、34.6%の減となっています。

瀬戸内国際芸術祭の開催翌年であることと、プレミアム商品券事業の終了が減額の主な理由です。

新規事業としてフラ・フェスティバルや、日本遺産推進事業で石のシンポジウム、石まつりの開催を予定しているとのことでした。

委員から、フラ・フェスティバルの事業内容について質問があり、執行部から町内の複数の会場を巡るスタイルを予定しており、小豆島らしいフラ・フェスティバルにしていこうと考えていると回答がありました。

続いて建設課より、議案第 7 号の建設課所管部分の予算は、8 億 6139 万 4 千円で、前年度に比べ、3 億 3474 万 9 千円、28.0%の減です。減額の主な要因は、西古浜線局部改良工事が完了したことによるものです。

令和 2 年度の主な事業としては、沖之島架橋の橋梁・道路詳細設計、大谷ポンプ場新設工事、宮ノ下ポンプ場改築工事を予定しているとのことでした。

また、大部住宅建替事業は、道路改良工事、公園整備工事を実施し、令和 2 年度で事業完了となるとのことでした。

次に、議案第 9 号 令和 2 年度港湾整備事業特別会計は、3829 万 5 千円で、前年度より 1266 万 4 千円、24.9%減となっています。

議案第 10 号 令和 2 年度宅地造成事業特別会計は、7949 万 3 千円、前年度より 30 万円、0.4%の減とのことでした。

次に、議案第 25 号 土庄町障害者等用駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、土庄港の送迎用駐車場区画を整備するためのものであるとのことでした。

次に、議案第 28 号、第 29 号については、町道 2 路線に鳥獣被害防止柵を設置したことにより、路線の全部廃止及び一部廃止を行うものとの説明がありました。

委員から町道舗装修繕工事の施工場所についての質問があり、工事計画箇所についての回答がありました。

続いて、農林水産課より議案第 7 号の農林水産課所管部分の予算は、3 億 1692 万 5 千円、前年度に比べ 577 万 6 千円、1.8%の減額です。

大きく減額となったのは次世代産業育成モデル事業で、植物工場を株式会社カトーレックに賃借することによるものです。

令和 2 年度の主な事業としては、有害鳥獣被害防止のための新たな単独補助としてワイヤーメッシュ柵などの防護柵に対する補助や、農業者を志す者に対し、就農前の研修や就農直後に資金を補助するほか、新規事業として林業振興に地域おこし協力隊を募集し、林業に携わる技術を習得することで、地域林業の担い手育成として林業の魅力を PR する事業を行うとのことでした。

また、単県漁港改良事業費として、長浜・唐櫃漁港の防波堤及び見目漁港の船揚げ場の改修工事を予定しているとのことでした。

次に、議案第 11 号 令和 2 年度大鐸財産区事業特別会計は、428 万 5 千円、前

年度に比べ 215 万 6 千円、33.5%の減です。主な要因としては、森林国営保険料等の減額によるものとことです。

次に、議案第 12 号 令和 2 年度農業集落排水事業特別会計は、2728 万 6 千円で、前年度より 291 万 1 千円、11.9%の増となっております。主な要因としては、令和 5 年までに国より要請されている公営企業会計の移行に伴い、資産台帳を作成するための固定資産調査・評価業務委託にかかわる費用の増によるものと説明がありました。

委員からは、みんなの 6 次化応援事業と地魚販路拡大対策事業について質問があり、事業内容等について回答がありました。

以上、当委員会へ付託されました議案については、各課から説明を受け、審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第 1 号について、審査の結果を申し上げます。

請願第 1 号は、香川県原爆被害者の会 会長 好井敏彦氏、原水爆禁止香川県協議会 筆頭代表理事 松永始氏からの提出で、日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願であります。

審査にあたり、紹介議員である福本耕太議員に出席いただき、内容の説明を求め、各委員より質疑を行いました。

委員の意見として、この条約に核保有国は入っていない。署名・批准している国、していない国がある中で、この条約に対しては中立の立場として、核兵器を廃絶する話し合いを進めるほうがいいのではないかという意見が出ました。採決の結果、委員会として不採択とすべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 岡野能之君。

○教育民生常任委員長（岡野能之君）

おはようございます。

3 月 5 日に令和 2 年度当初予算及び条例関係等議案が当委員会に付託されました。これらについて、3 月 12 日に委員会を開催し、審査しましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

まず教育総務課より、議案第 7 号教育総務課所管部分の予算は 9 億 9870 万 4 千円で前年度に比べ 5457 万 7 千円、5.8%の増となっています。

主な増額の理由は、老朽化した四海こども園の園舎の建て替えにかかる実施設計、学校施設ごとに中長期的な維持管理・更新にかかる計画の策定業務、老朽化しているスクールバス 2 台の更新費用、中学 1 年生を対象に新たに小児生活予防健診を実施する費用によるものと説明がありました。

続いて生涯学習課より、議案第 7 号、生涯学習課所管予算は 2 億 8406 万 7 千円、前年度より 2339 万 9 千円、7.6%の減となっています。

減額の主な要因は、中央公民館空調設備改修事業の減によるものとの説明がありました。

新規事業としては、文化・スポーツ施設長寿命化計画の策定、「浄源坊のウバメガシ」文化財再生事業、「肥土山の舞台」の屋根部分の修繕補助等を予定しているとのことでした。

委員からは、文化・スポーツ施設長寿命化計画について、施設利用者等の意見もヒアリングして計画を策定してほしいとの意見がありました。

条例議案では、香川県から借り受けた旧土庄高校上庄グラウンドと体育館を一般の使用に供するための議案第 23 号 土庄町多目的グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例と議案第 24 号 土庄町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明があり、委員から、多目的グラウンドの照明料が高いため、引き下げを求める意見がありました。

続いて健康増進課より、議案第 7 号の健康増進課所管の予算は 3 億 8505 万 3 千円で、前年度に比べ 6569 万 4 千円、14.6%の減となっています。特別会計、国保の一部、介護の一部、福祉サービスは、1 億 8320 万 7 千円で、前年度に比べ 634 万 8 千円、3.5%の増となっています。

予防接種事業では 39 歳から 56 歳の男性に対しての風しん追加対策事業を引き続き行う。また、がん検診については受診者増を見込み、スムーズな検診を行うための対策を講じることでした。

委員から、風しん対策事業についての質問があり、事業の対象者や内容について説明がありました。

福祉サービス事業特別会計においては、利用者減によりヘルパーの人件費で減額が見込まれるものの、公用車の車検費等が増額になるため事業費が増額になるとの説明がありました。

続いて福祉課より、議案第 7 号の福祉課所管部分の予算額は、15 億 6422 万 9 千円で、前年度に比べ 6103 万 7 千円、4.1%の増となっています。

主な増額の理由は、琴塚いこいの家の屋根・外壁の修繕を予定しているほか、新規事業として、ラジオ体操を取り入れた認知症予防モデルを構築する認知症予防三位一体推進事業、令和 3 年度から 3 カ年の障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定によるものと説明がありました。

委員から、地域医療確保対策の詳しい内容について質問があり、県及び県内市町と共同し、医師確保対策のための修学資金の貸し付け、へき地医療支援機構の機能強化、自治医科大学関連事業、へき地医療機関での研修事業、離島巡回診療事業等を実施するものであるとの回答がありました。

次に、議案第 8 号 国民健康保険事業特別会計予算は、20 億 6636 万 4 千円で、前年度より 1 億 178 万円、5.2%の増となっています。

委員から、医療費分析事業について質問があり、国保データベースを活用して医療費分析を行うことにより、効果的、効率的な保健事業の実施につなげるものであるとの回答がありました。

次に、議案第 13 号 介護保険事業特別会計予算は、20 億 911 万 3 千円で、前年度より 1 億 51 万 8 千円、5.3%の増となっています。

3 年に 1 度の介護保険事業計画を策定予定であること、また、小規模多機能型施設利用者の増加等に伴い保険給付費が大幅に増加する見込みであるとの説明がありました。

次に、議案第 15 号 後期高齢者医療特別会計予算は、2 億 7868 万 5 千円で、前年度より 3613 万 1 千円、14.9%の増となっています。

増額の理由としては、被保険者数の増による広域連合負担金の増額及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むことによるものとの説明がありました。

続いて、議案第 26 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例は、令和元年 10 月の消費税率引き上げに伴い、低所得者に対する負担軽減を強化しようとするものとの説明がありました。

続いて、住民環境課より、議案第 7 号の住民環境課所管部分の予算額は、11 億 9741 万 6 千円、前年度より 4 億 8859 万 5 千円、68.9%の増となっています。

主な増額の理由としては、災害時に太陽光発電による蓄電を利用して、救援物資をドローンで運搬する設備の整備を行うほか、小江の最終処分場がいっぱいとなり、綾川町の民間施設に不燃物を運搬・処分するための費用の増額及び御影浄苑の施設修繕費の増によるものとの説明がありました。

委員から、個人番号カードに関して質問があり、執行部から加入率を増やすため、月に 1 回日曜日に開庁して、登録者を増やす努力をするとの答弁がありました。また、不燃物を綾川町の民間施設に運搬・処分するにあたり、費用がどれくらい必要かの問いに対しては、4909 万 8 千円との回答がありました。また、御影浄苑の修繕費の増額について、どの程度の期間を見通しているか質問があり、執行部から新しい処分場を造るとなると最低 6 年間はかかるので、今後しばらくの間は持つようにしていきたいとの回答がありました。

以上各課から報告を受け、審査した結果、委員から、議案第 7 号 令和 2 年度一般会計予算、住民環境課所管部分、議案第 15 号 令和 2 年度後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 23 号 土庄町多目的グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により本委員会に付託された議案については、原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

以上で報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

これより各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（濱野良一君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては、簡潔・明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（濱野良一君）

4番 三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

4番、三木です。通告に従いまして一般質問を行います。

土庄町における一次産業の分野、とりわけ農業に関して質問をいたします。

全国的に農業の分野におきましては農業者の高齢化や後継者不足により農業従

事者は減少し、遊休地・耕作放棄地・有害鳥獣被害等の問題が深刻化して大きな問題となっております。わが町におきましても農業の衰退は著しいものがあります。しかしながら、今後の町づくりを考えた時、農業は地域と密着し、自然豊かな景観を守っていくには欠かせない分野であると考えます。観光立町のわが町としても町民の力、とりわけシルバー世代の力の活用が見込める農業を元気にする政策を打ち出し、広くPRして進めていくべきではないかと考えます。今後の農業振興策を伺います。

まず、はじめに現在行っている、また新年度計画をしております農業振興策はどのようなものがあるか伺います。

○議長（濱野良一君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

三木議員のご質問にお答えいたします。

国の基本計画としては、「強い農業」と「美しく活力ある農村の創出」の基本理念の実現に向けた政策を掲げております。その中で、農村振興として、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度など、高齢化・人口減少の進行を踏まえた、集約とネットワーク化などの農業に対し、個から集落へ、集落から農業法人へ移行するための地方創生に向けた取り組みを行っております。

そのような中で町の農業振興といたしましては、各農業団体・協議会への補助、6次化応援事業、新規就農者へのサポート事業、荒廃農地等利活用促進事業などを計画しております。

○議長（濱野良一君）

4番 三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

ありがとうございます。ただ今答弁にあった中で6次化応援事業というものにつきましてはテレビや新聞等でも取り上げておりますが、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○農林水産課長（石床勝則君）

再質問にお答えいたします。みんなの6次化応援事業につきましては、農業者、漁業者らが自ら生産する6次化については、加工や販売等の生産以外の取り組みのハードルの高さから難しい状況にあります。こうした状況を踏まえまして農業者、漁業者が一体となって地域の食品事業や関連機関と連携いたしまして、新たな商品やサービスを開発する6次化産業化の取り組みに対して支援するものでございます。新たな付加価値や創造による農業者漁業者等の所得向

上や地域活力の創出を推進するものとなっております。

○議長（濱野良一君）

三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

ありがとうございます。この事業の推進には農業従事者だけではなく、さまざまな分野の協力が必要とされます。また、今現在この取り組みにチャレンジしておられる方々もおられると聞いております。町として広く内外に PR していただいて、土庄町、まちが先頭に立って進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、わが町では畜産の分野では小豆島オリーブ牛、水産の分野では島鯉がブランド化に向けて進めておりますが、農業の分野におけるもので、小豆島オリーブ以外に、何か基幹作物のブランド化や経営基盤の安定化に向けた施策は考えておられますか。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○農林水産課長（石床勝則君）

基幹作物のブランド化につきましては、「小豆島いちご」や「小豆島オリーブ牛」などブランド化されているものもあります。国の補助「産地パワーアップ事業」や県の補助であります「香川園芸産地活性化基盤整備事業」などにより施設整備できるほか、新たに 6 次化産業に取り組む場合には、「かがわ 6 次産業化等促進整備事業」などの補助がございます。また、県が認証します「さぬき讃フルーツ」の生産拡大と所得確保を図るための支援事業もあります。国・県の補助を活用し、事業によっては、町が上乘せして補助いたしております。よろしくお願いします。

○議長（濱野良一君）

三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

先日ですね、若手のいちごの生産者と話す機会がございました。その時のお話ではですね、今現在いちご部会等が頑張ってやっておるんですけども今のやり方では現在の生産量が手いっぱいであるという話でした。できるだけこのものについて、行政の後押しでパック詰め工場の創設とか観光農園化に向けた町としての施策を打ち出していいただければ、もっともっと力を注いで今後夢が持てる農業ができるというふうなお話をしておりましたので、できましたら、できましたらではないですわね。ぜひとも、生産者、農協、普及所、行政が協同して基幹作物のブランド化や 6 次産業に向けた取り組みをぜひともやっていただきたいと思います。思っております。

次に、農業人材確保の問題でございますが、国、県の政策は大きなくくりの中の日本の中の農業ということで、農業従事者の拡大を目指しております。ですので、小豆島みたいな地域の実情に合わせた政策は打ち出せないのが当然であらうかと思っております。しかしながら、わが町の人口構成を見た時に、国や県の若者の人材確保政策に並行して、町独自の政策として定年退職をした元気の良いシルバー世代を対象とした農業起業支援策を創設して農業従事者を増やしていかなければ小豆島の人材確保はなかなか難しいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○農林水産課長（石床勝則君）

シルバー世代に対する農業起業の支援でございますが、現在の支援につきましては、原則 50 歳未満で独立・自営就農を目指す者に対する農業次世代人材投資事業や、認定農業者に対しての施設整備等に対する補助となっております。ご質問のシルバー世代、50 歳以上の農業を起業したい方につきましては、言われるとおり支援がございません。

新しい就農者につきましては増やしたいところではございますが、国・県の補助以外での新しい支援は、難しいものと考えております。先程も述べましたが、個ではなく地域での集落営農団体もしくは農業法人を目指していただきたいと思っております。そのような団体につきましては、高齢者への作業支援や企業の農業参入支援などの助成制度があるので利用していただきたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

今大事なことはいかにして、農業従事者を増やし農地を守り、自然豊かな景観を残していくことではないかと思っております。私の地元大鐸地区におきましても、あと数年で米作りでさえも危ぶまれる状況になっております。国、県の補助政策だけではなく、町としての危機管理、危機意識を持った政策を考えて農業従事者の増員に向けた政策を実施していただきたいと思えます。

次に、近年被害が増大しておりますイノシシ、ヌートリア等の有害鳥獣被害対策とともに増え続ける竹林整備、荒廃地対策として里山再生に取り組む施策を創設すべきではないかと考えますが、いかがでございましょうか。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○農林水産課長（石床勝則君）

里山再生に取り組む施策でございますが、以前は里山と接し、林に囲まれた耕作地に顕著であった野生動物の被害が、近年そのエリアを広げております。かつては里山だけではなく、さらに奥深い山にまで人々が出入りしておりました。里山を再生することは、有害鳥獣害対策としての防獣帯、獣を近寄らないようにするためのエリアができることで、鳥獣害対策についても非常に有効な方法と考えられます。また、各地区の鳥獣害対策協議会において設置している防護メッシュ柵を起点に里山再生していただければ、より一層の効果があるものと思われま。

里山再生に取り組む地域がございましたら、現在、各地区の鳥獣害対策協議会に補助しております維持管理費程度の補助を上乗せ補助として検討したいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

調べましたところですね、国県の政策で里山再生モデル事業もあると伺っております。先進地の事例も研究してぜひとも進めていただきたいと思いますと思っております。また、この里山再生につきましてはですね、所管課だけの視点、政策ではなく、今後の土庄町の町づくりの観点からも各課が横断して総合的に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

最後になりますけども、三枝町長にお伺いいたします。町長は施政方針の中で農業施策として有害鳥獣害被害対策、それから生産基盤の整備、担い手の育成支援等々を掲げておられますが、観光振興策等に比べて目新しいものがないように思われます。私は町の活性化の起爆剤になるような観光振興策、新規事業も必要ではあると思いますが、現在さまざまな分野でボランティアとして活動し、町のため地域のために頑張っておられる方々がおられます。人は宝であると思っております。そんな思いを持った方々を増やしていくことが大切であり、わが町の将来に繋がっていくのではないかと考えます。そのような考えのもと、地道ではありますが町民の皆様が参画でき、自分たちの活動がわが町、わが地域を守り、次世代に繋げていくという意識が持てる政策が求められていると思います。その一つの手立てとして、ただ今質問いたしました農業施策等の充実が必要と考えますが、いかがでございましょうか。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは再質問にお答えさせていただきたいと思いますが。三木議員も肥土山というところで、当然農業従事者も非常に多い場所であります。まず、鳥獣

被害対策等々の話も出ましたが、ほんと最近はお本町とか湊崎まで出てくるような本当大変な状況にはなっております。全体で取り組むもの、その地域で取り組むもの、いろいろあると思います。そこでですね、農業等については今後やはり第一次産業というのは、小豆島また土庄にとっても非常に重要な産業の一つだと思っております。ただ、施政方針ではそこまでは載ってなかったと思いますが中身をもう一度見ながら、50歳以上の方でも、それから60歳以上の方でも農業に従事していただけるようなそういう方策、一つの課、農水課だけじゃなくて全体で今後考えていくものと考えておりますので、そのあたりは一緒になってですね、いろんな提案があれば三木議員のほうからも提案していただいたら、それについては話をしながらですね、より良い第一次産業というのは目指していけるものと考えておりますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

三木俊明君。

○4番（三木俊明君）

ありがとうございます。いろんな方々からいろんな話を聞きます。私自身も農業についてはあまり詳しいほうではございませんけども、とにかく町民の皆さん誰もが参画できて、わが町の活性化に自分自身も関わっていける、年寄りから若者まで関わっていけるという意識を持てる政策をぜひとも打ち出していきたい、この農業分野だけには限らず、町の活性化のために頑張ってやっていきたいと思っております。執行部の皆さん、とにかく12月の議会でも言いましたけれども、執行部の皆さんが町を引っ張っていくというような意識を持ってやっていただきたいと切に願ひまして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（濱野良一君）

2番 鈴木美香君。

○2番（鈴木美香君）

では、私の方から今回ごみ問題をまたお伺いさせていただきたいと思ひます。

最終処分場が決まらず、島外の綾川町へ土庄町の燃えないごみを令和2年4月から令和8年3月末までの6年間に引き取ってもらう。その間収集、運搬、破碎、積込み、管理などに、土庄町と綾川町の処分業者等に、年間、従来よりざっと5千万の上乗せ費用が発生するとのこと。この処分方法について町民にどのように周知しますか。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 三木新治君。

○住民環境課長（三木新治君）

鈴木議員のご質問にお答えします。

まず、ごみの処分方法についての周知についてですが、小江の最終処分場がいっぱいになり、新しい処分場の建設に、これから 6 年間は必要となります。その間のごみを処分するには、他町へ搬出するしか方法はなく、4 月の町広報紙及びホームページ等で、住民の皆様へ周知を行いたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

その場合に、このかかる費用とかも明細に報告されるのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三木課長。

○住民環境課長（三木新治君）

今現在考えておりますのが、こういう処分方法になるということと、あと、小江の埋立てのほうには直接搬入、各個人が持って行く場合がございます。その場合をこれからどこへ持って行って処分するかというような受け入れ先の地図とか名称もきちんと載せていく予定にはしております。

金額的な、いくらぐらいかかるかというのは今回入れる予定ではないんですが、将来的にはごみの処分にはこれぐらい経費がかかっていますということも含めた周知活動はしていきたいなとは考えております。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

ごみだけに大変上乗せの経費が発生するというのは大変残念なことになっているので、そのあたりをまた周知お願いしたいと思います。

2 番目は、ごみの種類は違うとしても豊島で日本初の産廃に関する公害調停を申請し、40 年もの間戦い、やっと和解にこぎ着けました。ごみで苦しんだこの土庄町が他の町にごみを捨ててに行くことに対してどのようにお考えでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三木課長。

○住民環境課長（三木新治君）

次に他町へのごみの搬出についてであります。これまで本町では、平成 23 年度以降、3 カ所の処分場建設計画がまとまりませんでした。しかしながら、前回、建設を断念した理由は地盤に問題があること、安全対策に多額の費用がかかることが、現地調査後に判明したことが原因でございます。この問題がある以上、建設に踏み切ることは、住民の皆様にとさらにご迷惑をおかけすることになります。町内の不燃ごみを処理できないということにならないように、今取

りうる選択肢の中では、やむを得ないものと考えております。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

理由は重々私も承知しているのですが、それとは別個にこの豊島の問題というのはかなり深刻な問題を引き起こしまして、住民の方も本当に苦しんだんですね。そのあたりをその当事者の土庄町がまた他の町に自分たちが賄えないごみを捨ててに行くということに対して、他町ですとかちょっと、やはりどう言ったらいいんでしょうか。やはり、どういうことなのかと他町から見て思われると思うんですね。そういうことに関して町長、ぜひご答弁をお願いします。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

鈴木議員の再質問にお答えいたしますが、三木課長の答弁のとおりであります。本当次の候補地を一応、模索は今しております。だいたい、このあたりという場所を決めつつですね、やっても最低でも 6 年かかる。ということで今の現状としては致し方ない、しょうがないかなと思っております。豊島問題なんですけど、あのごみ問題については島外から豊島に持ってきた、それを直島で処理したということで、あれは産業廃棄物。こちらは一般廃棄物なので中身はちょっと違うんですが、おっしゃるようにそういう問題がある町なのに外へ出すということはいかがですかということなんですけど、今捨てる場所がないという状況でですね、同じ県内なんですけれども綾川町さんにもお願いし、今のところ快くですね、次ができるまでというのはいいですよということをしていただいたので、そのあたりはそういう気持ちを持ちながらですね、次のところを早急に建設するべくですね、動いていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

重く受け止めていただきたいというのが私の本意ですので、決して豊島問題は風化させてはいけないと思っています。

3 つ目は、近年盛んな SDG s の理念である循環型社会を目指して、使い捨てや消費過多による大量廃棄を見直し、物が最終的にどこに向かうのかを考えるような消費行動の改革を誘導しなければならないと思います。今後数年にわたるため他町への処分費用が約 3 億円余計にかかるの見込まれます。財政が極度に厳しい中での浪費であるという点を重く受け止め、反省しなければなりません。

ん。他町が受け入れてくれるからといって、喫緊の課題が解決できたと安心するのではなく、行政の失策でとうとう捨てる場所が無くなってしまいました。であるならなお、この機会を前向きにとらえ、本気で埋立ゼロの方向を目指し、分別を徹底する施策をもっと考えるべきではないですか。

○議長（濱野良一君）

三木課長。

○住民環境課長（三木新治君）

鈴木議員のご質問にお答えします。次にごみの分別についてであります、ごみが少なくなればなるほど、処分場の利用期間が延び、年あたりのごみの処分コストも下がってきます。引き続き、住民の皆様への啓発と、施策の研究をしていきたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

おっしゃる通り、ごみを徹底的に減してほしいと思っているのですが、例えば金属類ですとかガラス類ですとか燃えないごみに混在されているので、それを別に集めるとかというのは具体的にはできないのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

三木課長。

○住民環境課長（三木新治君）

現在、燃えないごみの中に燃えるごみとか資源ごみが混じっておりますのを手選別による分別をしております。そういった民間委託がやっておりますが、そういうごみの分別方法の中できちんと仕分けをして、極力埋め立て処分するものを燃えないごみだけにしていくという努力をしております。

また、資源ごみにつきましても我々としましては今、月 1 回の回収ではございますが、常時資源ごみを捨てられるようなステーションを今検討しておる最中でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

やはり、最終的には町民の方の個々人の努力が必要になると思うんです。これをきっかけに生活自体を見直すという方向で宣伝していくというのも大事なかなと私は思っています。現場の方は大変かと思うんですけど、ぜひ予算かかる経費のためにも、ごみを減していく努力をお願いします。以上です。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩をいたします。なお、再開は10時35分を予定しております。

この間に、換気を行いますので皆様ご協力のほうをよろしくお願いいたします。

休 憩 午前10時23分

再 開 午前10時33分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

6番岡本です。

町長の捺印についての説明を求めます。土庄町民が特許取得している「キラリ光る小豆島」の商標権を、町長が設立した推進会議の副会長が令和元年9月2日、特許庁に取消請求する折、書類に町長印を押印している件が発覚しております。推進会議の河本副会長に依頼されたとしても、安易に押印するのはいかがなものか。またその結果、半年以上が経ち、その後の結果は聞いているのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、岡本議員の質問にお答えします。

本件については、書類の記載内容に疑義がなく、公印の使用が適当と判断したため押印したものであります。

しかし、岡本議員のおっしゃるとおり、公印の使用については、十分な審議を行った上で押印するものでありますので、ご指摘を真摯に受け止め、適切な取り扱いを心掛けたいと思っております。

また、その後の話を知ってたのかという、ほとんど聞いておりませんし、何に使うかって話も聞いておりません。なので、ほとんど後のことは分かりません。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

何に使うための書類かというので、分からずにはんこを押して、真摯に受け止めるということなんで、なにがしかのちょっと注意せなあかんという町長の思いというのは届きますが、特許庁からは申し出を退け、土庄町民の方の権利にしますということも伺っております。その事後報告がないという人の、そのような申し出については、ほんとに今後注意をしていただいて、行っていってもらいたいと思います。町長は、ほんまに人がえいんで頼まれたら何でもはいはいて、よっしゃよっしゃって、どこかのね、新潟のほうの人が言うのとつたみたいなの、それではちょっと困ると思いますのでね。ほんとに大きな影響力と職権を持っていることを理解していただきたいと思いますので、今後よろしくをお願いします。

続きまして、推進会議が提案している灘山の最終処分場の進捗状況はということで、最終処分場は、土庄町における大事な案件であります。去年 7 月頃から推進会議より案が出てきて、約 9 カ月経っております。まとまる兆しがない。推進会議をあてにして先延ばしせず、町長を先頭に執行部が一丸となって取り組むべき案件と思います。町長よく東京へ行かれますが、持ち主さん東京の方とお伺いしております。会われて交渉はされたのかされてないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 三木新治君。

○住民環境課長（三木新治君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

昨年、土庄町施設整備推進会議からご意見をいただき、土庄町土地開発公社

所有地の交換について、地権者と交渉を進めております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

先ほど課長、推進会議から意見をいただき交渉を進めております。9 カ月経って何の回答もない。意見をいただきってというのが、執行部のほうが推進会議にどのようにしたら良いですかということを依頼して、動いてもらっていると思うんですけども、ちゃんと注意すべき立場の人が、そのような考えでいいのかと思うんですけども、先ほども聞きましたけれども、町長、東京へよく行かれるんで、持ち主の方は東京の方とお聞きしております。ある企業の。町長独自の諮問機関でありますんで、持ち主さんに会われて交渉したのかどうか。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

岡本議員の再質問ですが、東京は行ってますが、去年の暮れ、今年の頭 1 月明けくらいから、そういう話が持ち上がってですね、向こうのほうから連絡があるまで待つてほしいということで、実際向こうとのコンタクトというのはまだ取れてないのが今の現状です。もう少し待つてほしいということです。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

待てば海路の日和ありっていう言葉ありますけど、待ち過ぎて良いような案件か案件じゃないかということが一番よく知ってらっしゃると思いますので、こちらからどのようなことになっとなるかということ、待つてあかんのであれば、早めに手を打たないととんでもない状態になってきますので、しっかりとそのへん。また、町長の会話の中から、溶融炉という手もあるなという話をどっかでされたということをお聞きしたんですけども、昨今からの流れでいったら素晴らしい考えであると思うんです。だけど、直島に付けたような大型溶融炉っていうのは、何かあった時にコストが、修理なり何なりで年間何十億もかかるっていうのが県の、事実であります。また小型溶融炉でしたら、低コストで済むということもお聞きしております。町長もそのへんのことはよく知っていると思われませんが、小江の処分場もいっぱいです。例えば、小型溶融炉なんかを据えて処分していけば 100 のものが 10 になる、1000 のものが 10 になる、1 になる。やっぱり溶かしますんで、限りなく小っちゃくなります。その骨材が建築資材に使われたりとか、道路の路盤に使われたりとか、水の浄化作用に使

われるっていうことも聞いております。しかし、そういうようなことを処分しながら、また小江なんかでも処分していったら、どんどんどんどん推積していったものが減ってくると思うんです。そのようなことを考えてやったらどうかと思うんですけれども、町長、熔融炉と言われた言葉の中で、雑談の中でありますけれども、町長そのへんはどのように考えておられますかね。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

再質問にお答えしますが、まずそういう話が出る前にですね、今すでに進めております中間処理施設。この分でもって、まず手作業の部分と機械でやる部分とあるんですけど、まずここで減量を、思いっきり減していく。残ったのを今のプラントで焼く、燃やしていくというのがまず第一で。熔融炉についてはですね、今から研究やるべき部分と、そのあたり当然小豆島町と一緒に考えていけないので、熔融炉になると24時間体制でずっと燃やし続けられないといけない。その利点と欠点と両方あるんですけども、そのあたりを実際この小豆島、小型といえども相当高いものだと思うので、今の施設がですね、建物は耐震もできてて使えます。ただ中の炉、10年とか何年かごとにずっと変えてますので、そのあたりの寿命を見ながら、実際に熔融炉が良いのか、今の普通の今までやってる状況が良いのか。温度が全然違いますので、そのあたりも両方の町で検討はしていくと思いますので、もう少し時間がかかるかなと思います。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

最終は燃やせば良いという、焼却灰、最終処分場に捨てる。焼却灰の中に飛灰という大変細かい体に有害な物質が含まれている、PM2.5みたいなものですけど、分かりやすく言えば飛灰っていうのは。そのへんも熔融すれば溶かしていってしまうということを念頭に置きながら、やっぱり町民の皆さん、小豆島の皆さんの健康、安全ということ考えて進めていってもらいたいと思います。

続きまして、土庄町における産業についてですが、土庄町、小豆島町の観光産業はコロナウイルスで、立ちゆかなくなっています。バブル崩壊、SARS、リーマンショックのときよりほんとに世界的に深刻であるようになっております。観光に打撃は当然受けております。町長は、町の観光産業の復活をどのように考えておるのか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

岡本議員ご指摘のように、新型コロナウイルス感染症の影響により、小豆島のみならず、全国的に観光客の減少やイベントの中止・延期などの影響が出ております。香川県の発表によりますと、県内のホテル・旅館では、1月から4月までの予約キャンセルが12万6千人を超えたとの報道があるなど、感染拡大に伴い、観光客の減少に加え、交通などの関連業界にも大きな影響が及んでいると認識しております。

また、香川県中小企業家同友会の調査では、会員の約9割が「影響が出ている」もしくは「今後影響が出る」と回答し、売り上げの減少や資金繰りの悪化を懸念する声が多く上がっているとのことでした。

政府におきましては、当面は旅館やホテルなど観光業を含む中小企業などへの特例措置による資金繰りでありますとか、雇用の維持を支援し、感染終息後に、官民が連携して観光需要の回復に取り組むとともに、商店街などへの支援も含めて総合的な対策を打ち出すとしております。

町としましても、新型コロナウイルスによる影響を受ける事業者を対象に、既存の融資制度に実質無利子の融資制度を新たに加える予定でございます。

状況が日々変化する中、誰もが一刻も早い終息を望んでおりますけれども、まずは政府が新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者に対して打ち出したセーフティネット保証や雇用調整助成金の特例措置などの緊急対応策や、町の融資制度などを活用していただきながら、事業の継続や雇用の維持の支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

今後も国の動向に注視しながら、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る支援策を、町ホームページ等で周知徹底してまいりたいというふうに考えております。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

課長がそうやって言われとんでありますんで、これコロナが出だして、ワアワア言い出して、約2カ月くらい言うてます。ほんとに町民さん、島民さん困っております。その手は当然打っておるでしょうけど、まだまだ打ち方が甘いんじゃないかというふうに思われます。しっかりとそのへんを執行部一丸となつて、また議員団、議会一丸となつて取り組んでいきたいと思っておりますので、そのへんはしっかりと心にとどめておいてもらいたいと思っております。

次、小豆島全体で年間約3,000頭の鳥獣、イノシシなどを捕獲しています。町内でもジビエとして提供しているお店もあります。その中で大半のイノシシ

を廃棄処分している。県外では官民一体で産業として取り組んでいる自治体もあります。広島、兵庫、大阪、京都とありますけど、この 3,000 頭に約 1 頭 1 万円超の助成金が出ております。年間 3 千万。処分にもお金がかかります。例えば、その費用を官民一体で革をなめす工場とか造って、バック、小物入れ、ジャケット等を作り、ブランド化するという考え方を持てるのか。町長は施政方針の中で、官民一体で強化していくとか、地場製品の PR 等とか、自主財源の確保に努めてとか、地域経済の景気回復を目指してまいりますと言われております。それにも繋がっていくんではないかなと思いますが、どのように考えておられますでしょうか。ちょっとお聞きしたいです。

○議長（濱野良一君）

農林水産課長 石床勝則君。

○農林水産課長（石床勝則君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

議員の言われるとおり、本町での鳥獣の処分は、ほとんどを埋設処分しております。処分方法についても、埋設以外に焼却処理や高温発酵処理といった処分方法がありますが、施設設置費や施設維持管理費を調査いたしますと、現在の処分費用の倍以上のコストがかかるというかたちの試算となっております。

また、議員ご指摘のジビエとして食肉処理する場合におきましても、当然施設設置費用等も必要となります。

他県の食肉処理施設を調査いたしましても、市町直営で販売しているのではなく、施設を市町で設置し、指定管理等による民間委託や民営化により運営しております。黒字を出す目安といたしましては、年間 1,000 頭以上の処理頭数を確保する必要があると聞いております。

食肉用としての個体数を試算いたしますと、豊島を除く平成 30 年度の捕獲実績から、シカ・イノシシの捕獲数は、約 1,400 頭であり、食肉用として利用可能な個体数は、そのうち 6 割程度の成獣というかたちであります。だいたい 800 頭程度となります。

また、止め差し時に、腹部に着弾したものなどは解体できないので、個体数は、何割か少なくなると思われます。

捕獲には、現在より高度な捕獲技術が求められ、捕獲時期によりますが、止め差し後 2 時間以内に処理施設まで運搬する必要があるとございます。生きたままの捕獲が本来理想となりますが、この場合、捕獲時の危険性が高まり、心配されるところでございます。

また、解体残渣、骨・内臓などの産業廃棄物処理費用が施設の経営を圧迫しているとも聞いております。

すべてがジビエとはならないことから、現在の埋設処理を維持しなくてはな

らないので、現段階でのジビエ施設の設置は、非常に難しいと思っております。
以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

先ほどのお答えですが、難しい。確かに難しいでしょう。個人さんでやられ
とる人も難しいことを個人でやっというのは事実です。難しいことをどな
いか、町民、官民一体となってやるっていうのが、素晴らしいことではないか
なと思うんですけども、土庄町は、消滅指定都市みたいに言われてます。何十
年か後には。そのような町が、両町が、力を結んでできるのであればベストで
すけれども、それを生かしながら。土庄町にはオリーブ牛っていうのがありま
す。このオリーブ牛の革も、オリーブ牛のブランドとして革がそのようなもの
に使われたら素晴らしいものではないかなと思うんです。そのような官民一体
となった工場があれば、移住してくる、また働きたいという人が出てくる可
能性もあります。その可能性を難しいからと言って潰すのではなく、どうやれば
できるのか。できないことを考えるのではなく、みんなとどのように協力すれ
ば良いのかということを町長はお考えにならないですか。ちょっとそのへんを
お聞きしたいです。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは再質問にお答えしますが、まず 2060 年問題の話だと思いますが、小
豆島、土庄町も小豆島町も消滅すると言われて、それじゃいかんということで、
移住政策等々を取りながら今きております。そんな中でですね、ジビエ料理。
たまたま 1 カ月くらい前、たまたま見てました、テレビ。そしたら、足わなで
すね、足わなをかけて、生きたまま捕まえて、目は多分、テープかなんか巻い
て車に積んで一頭ずつしている。そこで初めて、生きたままですから、解体も
してできる。この分でいくと止め差しの時は 2 時間以内。そういう流れで両町
で仮に 1 カ所造ってもですね、それだけ需要と供給の部分と、あといらない部
分の処理、これをどういうふうにするかと。ですから非常に難しいと思ってお
りますという答弁ですけども、難しいんですけど、もしそういう需要もあつた
りとか、2 町で上手くいけるのであれば、やっても良いかなと思います。ただ今
まで大谷の上ですね、あそこに両町で施設を造っておりました。今はもうやめ
ております。B S E かな。あの問題でもうやめましたけれども。だけど全然難
しいから前向きじゃないということはないので、難しいんだけど、もしでき
るのであれば両町で、1 町ではたぶん難しいです。だけど両町力を合わせてやるん

であればですね。ただし、それは需要がなかったらいかないということと、全体的な計算もしながら、実際何人が従事してですね、資金繰りから始まっているんなことを全部構築した上で、できるのであればやっても良いんじゃないのかなと思いますけど、まだそこまでは考えてなく、両町とも埋めているという状態なので、そのあたりは今後検討する余地はあるのかなと思います。よろしくお願いします。

○議長（濱野良一君）

岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

難しいからやらないんじゃないと言われてますんで、やると決めて動けば大概何でもできると思うんです。このような観光産業で賄っている島が、一つ何かあったたんびにこのように町民さん、皆さん不安になられる。その不安を解消するのが行政の役割でないかなと思いますんで、そのへんをしっかりと町長が音頭をとって、横の町の町長と掛け合って、どうしてもやろうという気構えがあれば、皆さん耳を傾けて協力はしてくれると思うんです。それで、地産地消でなくて、良いものを作れば絶対に今の時代なんで、ネットがこの 20 年の間でどんな世界に広まったかということを考えて、オリーブ牛なんかは、ある人が必死こいて頑張ってドバイにまで送っているということも聞いております。世界中に集まってくるような人が、ドバイでオリーブ牛が絶賛されていると。やっぱり 1 人立ったら、2 人は続く、3 人続く、いずれ 100 人になりっていう、そのようになってくると思いますんで、成長するということは真似るということ。子どもが最初からモノが書けて読めるのではなくて、人の言葉を聞いて成長するように、よその良いところ良いところを吸収しながら土庄町も成長を続ける町に、町長の力でしていってもらいたいと思いますので、しっかりとそのへんを音頭とっていただいて、よろしくお願いしますと思います。これにて質問を終わります。以上です。

○議長（濱野良一君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

8 番、福本耕太です。

まず 1 つ目は、新型コロナウイルス感染症への対応について聞きたいと思います。新型コロナウイルス感染症予防策として安倍首相は、科学的根拠もないまま「感染防止のために」と全国一律の休校要請を出しました。ところが、政府、文科省は一貫して「全国一律ではない」という説明をしており、3 月 3 日の参議院予算委員会でも萩生田文科相は、設置者、つまり自治体が学校を開くと

いう判断をされれば尊重すると小池晃議員の質問に答えています。こうした政府の定まらない行動に今、自治体や教育委員会、学校、子ども、保護者、職場は大混乱をきたしています。わが町ではこども園と保育所を除き、小中高と一斉に休業に入りましたが、特に小学校の子どもの保護者で、休職を余儀なくされている保護者や職場自体が休みになるなど、所得を失いかねない労働者に不安が広がっています。厚労省は業績が悪化した企業が雇用維持できるよう雇用調整助成金の特例措置をとっていますが、フリーランスの個人事業主や自営業者の保護者などは対象となっていません。まず、町長に聞きたいと思います。新型コロナウイルスによる社会的、経済的影響を最小限に抑えるのが行政の役割であり、責任だという認識はございますでしょうか。答弁を求めます。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、福本耕太議員のご質問にお答えしますが、認識はあるのかということですが、当然これは全国的に、また全世界的に大変な問題というか感染で、家から出ないでほしいとか、他の国ですよ。日本もですね、そういったことをやっています。当然、町としてもこれについては、ある程度町もどこかで絡みながらですね、皆さんの生活の安定、安心のためには、どこかで絡んでいくものだと思っております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

どこかでは絡んでいくと、直接的に手を差し伸べていくという姿勢があるというふうには私は受け取りましたけれども、それであるのであればですね、まず町民の声を集めてですね、土庄町の現状を、どういうふうになっているかという状況把握をしなければなりません。であるならばまずですね、自治体として総合相談窓口をですね、設置したらどうかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（濱野良一君）

健康増進課長 山本真由美君。

○健康増進課長（山本真由美君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

国内で感染が拡大しており、香川県内でも感染者が発生したとの報告がありました新型コロナウイルス感染症への対策としまして、土庄町では1月31日に新型コロナウイルス感染症連絡会を立ち上げ、対応についての検討を行い、住民の方への正しい知識の普及の啓発のため情報提供及び町内観光業者等への相

談窓口の周知を行いました。

2月25日に、国における新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が決定されたのを受け、2月27日には、町長を本部長とする土庄町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、土庄町の基本方針を定めております。その後も、国・県の動向を踏まえ、対策本部会議を開催し、町の方針や対策を検討しております。

福本議員ご指摘の総合相談窓口の設置についてですが、感染拡大の防止、社会・経済機能への影響など課題は多種多様であることから、先週の対策本部会議において、町の問い合わせ先を明確にし、住民の方に周知するとともに、複数課にかかる課題につきましては、連携して対応できる体制を整えております。

今後も、国内及び県での感染拡大状況や、国、県の動向を注視しながら、迅速に対応するため、対策本部会議において協議してまいります。以上です。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

設置しているという答弁でした。その中でですね、具体的にいろんな声が上がってきていると思うんですけれども、私のもとにもさまざまな人から声が上がってきております。具体的にですね、社会的影響、経済的影響を最小限に抑えていく上でですね、具体策を打っていく必要が私はあると思うんです。個別にですね、これから挙げていきたいと思しますのでご答弁をお願いできたらなと思います。

特例措置の対象にならないフリーランスの個人事業主、それから自営業者ですね、こういう方がですね、仕事に出られずに所得を失う状況が今広がっております。これらに対して国は、貸し付けで対応するとしておりますが、貸し付けは返済をしなければなりません。元々、フリーランスや個人事業主の場合は、土庄町の場合は、低所得者である世帯が多いですので、ぜひですね、町独自の休業補償を作っていただきたいというふうに思っております。その中でもですね、まず大きく分けて2つ、民間部門と公の組織に分かれると思うんですけれども、民間部門ではですね、どういうふうな状況が起きているか把握されていれば教えていただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

福本議員のおっしゃるように、政府が緊急対応策の第一弾として打ち出した雇用保険料が主な原資であります雇用調整助成金の特例措置には、フリーラン

スの個人事業主などは対象外となっておりますが、先般発表された第二弾の緊急対応策の中では、小学校等の臨時休業に伴う保護者休暇取得支援として、企業から業務委託を受けて働くフリーランスの方が、子どもの世話等で休んだ際の休業補償等も新たに導入されておるといことでございます。また、個人事業主を含む小規模事業者の販路開拓等に対する持続化補助金等も打ち出されるなど、政府は個人事業主を対象とした補償でありますとか、補助金の緊急対応策を打ち出しているという状況でございます。

また、先般個人事業主でありますとか、フリーランスの方が、発注事業者から不当な扱いを受けないように、経済産業大臣、厚生労働大臣、公正取引委員会の委員長の連名で、要請がなされたところでございます。

休業補償、もしくは助成制度につきましてももちろん有効な施策の一つであると認識しておりますが、現在政府の打ち出すセーフティネット保証の特例措置でありますとか、実質無利子・無担保による新たな特別貸付制度などは、法人、個人に限らず、事業主にとってある程度まとまった資金を有効に利用・活用できるメリットがあるというふうに思っております。

まずは、国全体としての大きな枠組みの中で、政府に緊急対応策を示していただきながら、町としての施策を検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

政府のセーフティネット保証の特例政策というのが出てきたと思うんですけども、具体的にそれはどういうふうにしたら受けられるのでしょうか。町のほうでどういうふうに問い合わせをしたらいいのかを教えてください。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

失礼いたします。セーフティネット保証につきましては、大きく分けまして4号、5号と2つあるわけでございますが、今回のコロナウイルスを受けまして、影響のある事業者に対して手厚く大きな額を補償するものでございまして、町の認定を受けた事業者が、その後保証協会でありますとかに申請をかけて貸し付けを行っていただくというふうな制度でございます。大枠でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

これは貸し付けになるんですね。利子とかもだいぶ小さくなる、少ないとい

うことになるんですかね。

(蓮池商工観光課長 うなずく)

この貸し付けについてでもですね、必要とする方もおられると思いますので、極力住民の皆さんにですね、周知していただいて、ぜひ使えるように町のほうから働きかけをしていただきたいと思います。検討をぜひしてほしいのは休業補償の部分ですね。民間の部分での休業補償、他の自治体でやっているかどうかは別にして、土庄町のやっぱり今頑張り時だと思いますので、町としても前向きな検討をお願いしたいと思います。

そしたら、次に公な部門で聞きたいと思います。小中学校のですね、まず一つは支援員さんですね。会計年度任用職員さんになると思うんですけども、支援員さんとそれから給食センターの職員さんは臨時職員で、この 2 つの職に就いておられる方がですね、今学校が休みになることによって、仕事を失うという状況が生まれております。支援員さんでも 6 日間ぐらいの仕事が減ってしまったと。給食センターでも本来 14 日給食を作る予定だったのが、7 日間仕事が無くなってしまって、その分、日当月給ということで、収入がですね、断たれてしまったという状況が起きております。これをこのままにしておいてはですね、地元の経済、住民の暮らしを支えていくということができません。ですので、ぜひこの部分についてもですね、休業補償を求めていきたいと思いますけどもいかがでしょうか。担当課長と町長のお考えもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

失礼いたします。福本議員おっしゃるように、確かに小中学校の支援員さん、それから学校給食センターの調理員につきましては、通常の業務が、学校が休業中ということで業務がないというような状況だったんですが、とりあえずこちらとしては全体の休業中の半分の日数くらいにつきましては、別の業務をお願いして仕事をしていただいておりますが、そのもう半分の日数については、今のところ自宅待機のようなかたちで仕事できていない状況です。これにつきましては、今後どうするということはないんですが、休業補償というところまではこちらとしては、教育委員会としては考えていないというところですよ。以上です。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

今の話は半分ぐらい、今やってます。またこの議会が終わってからちょっと

話をしようかなと思ってたんですけども、低所得者の方、当然小学校に行っている方の親御さんに何か支援をとという話は総務課長とも話をしているので、まだ具体的な案は決まっておりません。ただ今日終わるとですね、そういう話をしながら、できるだけ負担にならないような、そういうようなことを今考えているところです。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

非常に前向きな答弁があつて私もうれしく思っております。やっぱり、日当月給と言うのは非常に不安定な雇用となっていますし、予定も、所得がこういうふうに入ってくるという予定も皆さんお持ちでお仕事されていると思いますので、予備費とかですね、不要不急の事業をですね、いったん凍結してですね、予算を振り替えるなどして住民の生活を支える予算を、ぜひ作っていただきたいと思います。

3つ目はですね、今、町中で皆さんがマスクはないか、マスクはないかと言って走り回っておられますけども、民間の業者におりてくるマスクはですね、すぐ売り切れてしまうんです。これは皆さんよくご存じだと思うんですけども。法的にですね、国や県を通じてですね、マスクを確保して高齢者や体の弱い方を中心に配布するとかですね、そういうような手はずというか、段取りというのは組めないものなのではないでしょうか。県と相談してるとか、国と相談したりとかできないものかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず、マスクの供給に関する状況についてございますけれども、ご承知のとおり、国においては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第一弾、これによりまして、国内企業への設備投資支援を、また緊急対応策第二弾によりまして現在の品薄状態を踏まえ、需給両面から総合的なマスク対策を講じておるところでございます。

具体的に申しますと、再利用可能な布製マスク、これを国が一括購入し、介護施設、障害者施設、こども園、学童保育などの現場に配布すること、また医療機関向けのマスクに対しては、国内メーカーに増産を要請するとともに海外からの輸入を拡大することにより、国内市場へのマスク供給量の積み増しを図ることとしております。

本町におきましては、感染症対策として手洗い、また咳エチケットを実施す

るよう庁舎や公民館をはじめ、各公共施設におきましてはアルコール手指消毒液を設置するとともに、窓口業務で不特定多数の住民と接する部署につきましてはできる限りマスクを着用して対応できるよう、現在土庄町が備蓄しております物品を活用いたしております。議員おっしゃるように、マスクの購入は町もすぐに薬局等に発注しましたがけれども、今のところ納入はできておりません。町も待つ体制というか、もちろん発注をかけておりますけれども来ておりません。今現在ある備蓄用のマスクを、今申しました医療機関等また不特定多数の窓口対応等に優先的に使っていく計画を立てております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

3 月 11 日のニュースで、政府が全国に保育園用には 2000 万枚、医療関係では 1500 万枚を出すというふうに出ておりましたけれども、土庄町にはどれだけきているのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

鳥井課長。

○総務課長（鳥井基史君）

まず土庄町には来ておりません。昨日ですね、政府のほうから県のほうには来ております。約 3 万 9 千枚。この約 3 万 9 千枚のマスクについてはですね、県のほうに聞きますと、まず県内 5 つの感染症指定医療機関へ約 1 カ月備蓄分を配布すると。その後、二次、三次救急病院へ 2 週間備蓄分を配布するということで土庄町のほうには予定はございません。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

では、4 つ目の質問にいきたいと思います。

今、子どもの貧困がですね、全国で大きな問題となっております。保護者が病気を抱えていたりとかですね、子育てに困難を抱えている世帯が新型コロナウイルスの影響で一層困難な状況になっている。それがまた多様化して深刻化しているという状況が広がっております。こういう状況をですね、今町として把握して、個別に対応していく必要が私はあると思うんですけども、まず町としての対策、どういう対策を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

福祉課長 笹山恵子君。

○福祉課長（笹山恵子君）

福本議員のご質問にお答えいたします。議員のおっしゃるとおり、このたび

の新型コロナウイルス感染症の影響で、貧困家庭におきましては、さまざまな面で一層深刻化していることが考えられます。

福本議員もご存じのとおり、貧困家庭に対する一時的な資金のサポートとして、土庄町社会福祉協議会が窓口となって実施する生活福祉資金の貸し付けがございます。今般、この制度のうち、緊急小口資金等につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例貸し付けの制度が創設されており、特に小中学校等の一斉休業で、休業を余儀なくされた方については、上限額が引き上げられるなどの措置が取られているところです。

さらに、これらの制度と連携して運用されている生活困窮者自立支援制度の活用につきましても、新型コロナウイルス感染症防止等に関連して支援を必要とするに至った生活困窮者の把握につきましてですが、相談に訪れるのを待つのではなく、その方々に対し、相談支援が届くようにするアウトリーチの観点から、町の福祉、教育、税務、住宅等の部局におきまして、生活に困窮されている方で、それらの支援制度につながっていない方を把握することができた場合には、積極的に相談支援につなぐことが求められております。そういうことから新型コロナウイルス感染症対策本部におきましても、これらの情報共有をするなど連携を強化しております。

また、先ほど申し上げました特例措置等につきましては、日々刻々と内容が変化しているところでありますので、町といたしましても、国や県の動向を注視しながら、情報収集に努め、相談窓口であります町社協とも一層連携を密にし、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

学校とかですね、学童保育とか NPO とかさまざまな団体があると思いますので、そういう方たちからしっかり聞き取りを行って、しっかり具体的に対策が取られるような手立てを打っていただきたいというふうに思います。ちょっと、時間がないので、答弁をすいません。端的にお願いできればと思います。

次の質問に入ります。大木戸の町営住宅の家賃引き上げに反対し、実情に合った家賃にするよう求めたいと思います。町は来年度以降、大木戸住宅の家賃を数年間かけて段階的に値上げをする計画にしていますが、総務建設常任委員会で説明があったこの値上げプラン、資料がこれになるんですけども、これを見るとですね、住居者の所得、生活費に占める家賃の比率が極めて高く、この家賃を住居者に求めれば、住居者達はたちまち生活に困窮することになります。具体的に、町が作った資料を見ていきますと、Aさんの世帯はAさんと妻の二人暮らしで、年収 80 万円、1 月に換算すると 66,000 円の所得で生活してい

ます。この世帯への1カ月の家賃が14,300円です。66,000円から14,300円を引くと手元に残るのは51,700円。二人暮らしで、そこから公益費を別に引かれて、水光熱費を引くと、生活費は2人で月3万円から4万円の間になります。食費や交通費、時には医療にもかかると思います。今の家賃でもどうやって生活してるのか非常に心配になるほどの金額です。ちなみに小豆島での2人世帯における生活保護世帯の生活扶助費は、6万円より少し多いくらいです。比較しても分かるように、値上げをする前の、つまり現在の家賃14,300円でさえ異常に高いのです。これを令和7年までに所得は据え置きであるにも関わらず、家賃だけ18,000円に上げていけば、Aさん夫妻の生活はどうなってしまうのでしょうか。

まず、町長と建設課長に尋ねたいと思います。Aさん世帯は、既に生活保護世帯以下の生活費です。2人暮らしで月3万円から4万円で暮らすとなれば、どんな暮らしになるというふうに想像されますか。それぞれお答えください。

○議長（濱野良一君）

建設課長 濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

大木戸住宅は、昭和52年から55年にかけて建設され、建築から40年ほど経過しております。老朽化が著しく、これらの住宅をそのままにしておくことは、今後予想される膨大な修繕費等による町財政への圧迫だけでなく、入居者の居住環境の質の劣化も招く恐れのあるものでございます。これらに対応するために、外壁、給排水施設、住戸内の一体的な大規模改修を行うことで、今後の維持管理にかかる費用の縮減を図り、また、入居者の皆様が安心して暮らせる住宅へと改修していきます。

さて、公営住宅の家賃は入居者の家賃負担能力と住宅の立地・規模等による便益によって決定されます。この家賃計算の構成要素は、全て公営住宅法施行令において設定されております。機械的に算出されるものになっております。ただし、利便性係数のみ事業主体である町の裁量により決定することができます。利便性係数は、交通条件や住宅の設備等に応じて決めますので、今回の住戸内改善により住宅機能の上がった点は、もう一つの公営住宅である青門ヶ丘住宅の利便性係数とも比較して、決定いたしております。

また、家賃算定に使用する所得計算に含める収入は、給与所得、事業等所得、年金所得に限定されており、遺族年金、障害者年金、仕送り等非課税所得は含めていないこととなっております。

この年間所得からさらに同居親族等ある場合は、控除額を差し引いて、収入月額を計算し、この収入月額の額に応じて家賃額も段階的に変動することとな

っております。ただし、公営住宅はあくまでも住宅に困窮する低額所得者の方に向けた住宅になりますので、控除額を差し引いてもなお一定以上の収入がある場合は、建築費及び近傍同種の住宅家賃等から算出した家賃をいただくこととなります。

今回、入居者の皆様の負担を配慮しまして、6年間をかけて徐々に上げていくというような傾斜家賃を採択しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

ちょっとひどいじゃないですか。私聞いてないことまで、3分も使ってしゃべってるじゃないですか。私が聞いているのは、Aさんが月3万から4万円で暮らすとなったら、どんな暮らしになるか想像してみてくださいということを聞いているんですよ。それには一切答えないで、3分も4分も関係ないことを、自分の持論ばかり答えているじゃないですか。こんなん質問にならないでしょう。議長。もう1回同じ質問しますよ。月3万から4万で、高齢者2人が暮らしていくというのがどんな生活になるか想像してみてくださいということを言っているんですよ。端的に答えてください。意見聞いているんじゃないんですよ。質問しているのはこっちなんですよ。時間もったいないから早く答えて。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

再質問にお答えします。月3万、4万での生活となれば大変苦しい生活になると思われます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

はい、それを聞いているんです。食費は1人1日400円くらいになります。暮らしを切り詰めて、切り詰めて、爪に火を灯すように暮らす高齢者夫婦の姿が私には浮かびます。こういう人たちの暮らしにさらにですね、高額な家賃を取るといのがですね、今回の計画になっているんです。次質問に入りますけれども、小豆島ですね二人暮らしの生活保護世帯の生活扶助費の額は、いくらになっているというふうに、町長はご存知ですか。

○議長（濱野良一君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

保護世帯は、月6万円だと思います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

そうです。月 6 万円です。これね、生活扶助費ですから家賃は含まれていないんですよ。高齢者 2 人で生活した場合に生活費が 6 万円というふうに生活保護費に規定されているんですよ。だから、この町が示しているね、この A さんの場合は、3 万円から 4 万円ですからね、もう生活保護を下回っているんです。おそらくこれ国民年金のご夫婦の暮らしをあれしていると思うんですけど、出していると思うんですけども、こういう状況ではね、生活していけないというのが実態です。こういう人に家賃の値上げを求めるというのはですね、大きな問題だと思います。

次に質問に入ります。小豆島ですね。ちょっと待ってください。時間との関係もありますので、端折ります。今お手元にですね、国土交通省の住宅局の公営住宅制度の概要についてをお持ちだと思いますけれども、公営住宅を設置する制度の趣旨を読み上げてください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

それでは、制度の趣旨のほうを読み上げます。公営住宅制度は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

低所得者に低廉な家賃で賃貸し、生活の安定に寄与することを目的とするものと、はっきり書いています。町がいくら低廉な家賃設定ですよ、この金額はと繰り返しても、生活の安定が事実として脅かされていたら生活者が生活保護水準以下になっていたのならば、その家賃の設定は低廉ではないということになるのでありませんか。答弁を求めます。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

繰返しになるんですけども、公営住宅の家賃は、公営住宅法施行令によって規定されておりますので、機械的に算出されておるところでございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

僕が聞いたのは、町の言い分を聞いたのではなくて、事実がこうなっていることに対して、どう思いますかっていうことを、心情を聞いたんですよ。だから説明を言われても困るんですよね。時間がないんで、次いきますけれども、町当局は、町営住宅設置の意味を本当によく考えるべきだと思います。応益負担を勇ましく振りかざす前に低所得者への負担増が、彼らに一体何をもたらすか。いくら町がリフォームにお金をかけて、浴槽、風呂釜関係を 3 点給湯にしたと胸を張って、だから値上げは当たり前だと言っても、生活保護水準以下で暮らしている 2 人世帯が、風呂釜のために町に支払った家賃の増額分は、なけなしの食費を削って捻出したお金だということを決して忘れてはいけません。なけなしの食費をさらに削らなければならない世帯を作り出すことが、低所得者の生活の安定に繋がるのかを、本来町営住宅のリフォームの目的は、経年劣化による老朽化対策であり、これはこれまで住民が納めてきた家賃と福祉の増進という心によって賄われるべきものであります。例え改修を行った住宅でも、家賃の支払いに苦悩する世帯及び客観的に生活苦に陥っている世帯については、機械的に値上げをせず、家賃見直しも含めて柔軟な検討をしていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

多目的グラウンドの照明利用料の値下げをとということで求めたいと思います。来年度から新たに旧土庄高校の野球場が利用可能となりますが、他の多目的グラウンド同様に、30 分あたりの照明利用料が 1,100 円と高く、利用しづらいという声が上がっております。利用料の引き下げで誰もが利用しやすいグラウンドにしていきたいと思います。そこで問います。

1 つ目は、町は 30 分あたり照明利用料 1,100 円を徴収していますが、この金額の根拠は何ですか。

2 つ目は、グラウンドの照明に 30 分使った場合の電気代の原価はいくらになりますか。

同時に答えてください。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず 1 点目のご質問ですが、土庄町中央グラウンドの照明設備は昭和 59 年度に設置し、当時の設置管理条例を確認したところ、照明料は消費税導入前であ

ることから 1 時間あたり 2,000 円で、その後は消費税分のみの値上げです。

設定根拠につきましては、当時を知る職員に確認したところ、近隣香川県内の同規模の施設全般を調査し、それを参考に適正な金額を設定したとの回答がございました。参考までに現時点の近隣市町の同程度の施設の照明料について再度確認したところ、小豆島町の内海総合運動公園の野球場の照明料は 1 時間あたり全点灯が 3,300 円、半分点灯は 1 時間あたり 2,200 円でございます。また、高松市の屋島にある東部運動公園の第 1 サッカー場の照明料は 1 時間あたり 2,500 円、庵治運動場の照明料は 1 時間あたり 2,200 円でございます。それらの点も踏まえて、町としては適正な金額設定であると考えております。

2 点目の土庄町中央グラウンド等の 30 分使用した場合の電気代の原価についてですが、中央グラウンドの使用電気はそれ自体の契約ではなく、中央公民館から分岐して配電していることから、中央グラウンドの電力使用量を確認する方法がございませんので、電気代の原価は分かりかねます。また、旧土庄高校上庄グラウンドについては来年度以降の利用、旧土庄高校グラウンドにつきましては土庄町新庁舎建設後になりますので、電気代の利用実績のない中、電気代の原価については分かりかねることをご理解いただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

他町との比較ということで、高松との比較をされたと思うんですけども、高松の場合は、使用者の人口が非常に多いですよ。小豆島の場合は、人口、土庄町で言うたら 12,000 人から 3,000 人の間ということですので、実質人口が少ないから、そこを使う人口で割ると 1 人あたりの金額が非常に高くなるんですよ。高松の場合はたくさん人が寄るので、1 人あたりの金額で割るとせいぜい 1 人 100 円とか 200 円でいけるかもしれませんが、土庄町の場合 1 人あたりで割ったら 700 円とか 800 円になってしまうんですよ。例えばの例ですけども。そういうふうなことからすればですね、他の自治体との比較というだけではですね、だめなんじゃないのかなと思うんです。それから電気代がどれだけかかっているか。原価はどのくらいかかっているかというところなんですけれども、計算ができないということなんですけれども、ほとんどかかっていないんじゃないかなというふうに思います。やはりね、住民のために使う場所なんで、原価との比較というのは絶対にいると思います。その上でですね、1 点提案したいと思うんですけども、今中央グラウンドのナイターにしても、今度の向こうにしても、スポーツ少年団以外はですね、ほとんど使われてないと思うんですよ。使われてない大きな理由としては、やっぱり金額が高いということで、逆に金額を下げたらですね、長時間使うことが可能になりますから、住

民からしたら。だから今まで以上に、今まで 1 時間しか使っていなかった、高いから 1 時間しか使っていなかった。同じ金額を出すんやったら 2 時間使えるっていうふうになったら、原価が安いんであれば、町の収入もそっちのほうが、たくさん使ってもらえる環境つくったほうがいいと思うんですけど、どうでしょうか。最終時間が。

○議長（濱野良一君）

宮原課長。

○生涯学習課長（宮原正行君）

多目的グラウンドをより町民が使いやすいように照明代を思い切って下げてほしいというご提案でしょうか。今の状況といたしましてご承知のとおり、町の厳しい財政状況のもと、また町民間の公平性の観点からも利用者による応分の負担は必要であると考えております。また今後も、社会体育施設につきましては、福本議員も含め、利用者の皆さまが自分たちの大事な施設であるということを認識を持った上で、十分にたくさん利用していただけたらと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

たくさん利用してもらって、もらおうと思ったら、やっぱり金額を下げるたくさん利用してもらえるんですね。今やったらガラガラなんですよ。使っていないんですよ。使っていないで 1 円も入ってこうへんねやったら、金額下げてたくさん使ってもらって、極力お金が入ってくるようにしたほうが町としても有意義な使い方になるし、収入も増えると思います。ですので思い切った、ここです、改革をして、使いやすい価格に変更するよう強く求めて、私の質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

これにて一般質問を終了いたします。

休憩

○議長（濱野良一君）

ここで暫時休憩をいたします。再開は 11 時 45 分を予定しておりますのでよろしく願いいたします。なお、再度換気を行いますので、皆様ご協力のほうよろしく願いいたします。

休 憩 午前 11 時 34 分

再 開 午前 11 時 45 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

討論、採決（議案第 7 号～議案第 29 号、請願第 1 号）

○議長（濱野良一君）

これより、討論、採決に入ります。まず、条例関係等の議案から行います。

日程第 3、議案第 16 号 土庄町行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 16 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第4、議案第17号 土庄町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第17号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第5、議案第18号 土庄町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第18号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第6、議案第19号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。
議案第 19 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）
日程第 7、議案第 20 号 土庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)

○議長（濱野良一君）
反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。
これより採決いたします。お諮りいたします。
議案第 20 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）
日程第 8、議案第 21 号 土庄町の債権管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)

○議長（濱野良一君）
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。お諮りいたします。
議案第 21 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 9、議案第 22 号 土庄町大鐸財産区管理条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 22 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 10、議案第 23 号 土庄町多目的グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

一般質問でも発言しましたがけれども、金額が高すぎて非常に使いにくいということで、引き下げを求める立場から反対いたします。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

4 番 三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

この予算措置につきましては、執行部により十分精査した料金設定であると考えますので、賛成いたします。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 23 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 11、議案第 24 号 土庄町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 24 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 12、議案第 25 号 土庄町障害者等用駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 25 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 13、議案第 26 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 26 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 14、議案第 27 号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 27 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 15、議案第 28 号 土庄町道路線の廃止について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 28 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 16、議案第 29 号 土庄町道路線の認定について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 29 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 17、議案第 7 号 令和 2 年度土庄町一般会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

2 番 鈴木美香君。

○2 番（鈴木美香君）

議案第 7 号 令和 2 年度土庄町一般会計について反対の立場から討論します。

反対する理由は 4 件です。

まず、1 つ目は、二酸化炭素排出抑制対策事業で、太陽光パネルや蓄電池の設置、ドローンの実証実験がその内容ですが、スタート時は国の補助金でほぼ賄えるとしても町も 4000 万ほど負担するとのこと。災害対策とうたわれていますが、その効果に疑問があり、設置個所も避難所として機能できるとは思えない場所もあり、設置後のランニングコストや将来処分する時の費用が考慮されておらず、町にとってメリットのある事業だと思えません。

2 つ目は、小豆島観光戦略会議負担金で、小豆島観光協会負担金もあり、どちらも小豆島観光を扱うのであれば、この財政難の折に見直すべきです。

3 つ目は、三枝町長の旅費の件で、旅費の予算が 220 万円も計上されており、前町長の平成 24 年度、25 年度の旅費の決算では、それぞれ 63 万円、60 万円と計上されているのとは比べても破格に多額で、繰り返しますがこの財政難の中、見直すべきと考えます。

最後に、歳入の予算部分に給食費の値上げ分が含まれていることも再考すべきです。

極度に財政が厳しい中で、例年どおりの事業を繰り返すのではなく、本当に必要な事業を残し、ドローンや観光など過度に投資する余裕はないはずです。もっと、町民に寄り添った財政の使い方をするべきであると考え、ことから本予算に反対とします。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

賛成の立場から述べさせていただきます。

令和 2 年度土庄町一般会計予算について、各常任委員会で審査いたしましたところ、土庄町が事業を展開するにあたり必要で適正な予算と認め、原案のとおり可決されているため議案第 7 号に賛成いたします。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

私も反対討論をいたします。全体としては必要な予算が組まれていると思いますが、個別に 6 カ所反対討論で修正を求めたいと思います。

1 つ目は、マイナンバー関連予算に対する反対討論です。マイナンバーカードは、使用すればするほど本人が見えないところで情報がどんどん広がっていく危険性が指摘されております。自治体としても責任が取れない重大な問題であるにも関わらず、垂れ流し状態で広がっているのが現状です。マイナンバー関連予算に対しては反対をいたします。

2 つ目は、ドローンのための太陽光発電所の設置に反対をいたします。わが町の情勢は、4000 万円かけて太陽光発電等の設置を急務の課題とはしてはおりません。一方で低所得者をはじめとした住民負担増に依存しながら、不急の大型

開発に 4000 万円をかけるのは税金の使い方として間違っています。底なしに続く不景気にコロナウイルスが追い打ちをかけている現状において、4000 万円あるならば、生活苦にあえぐ住民生活を直接支える政策へと転換するべきです。

3 つ目は、パワーボート大会の誘致予算に反対をいたします。町は、地元住民からの反対はないと議会に説明をしてきましたが、地元大部に入って聞き取りをすれば、「必要はない、反対だ」という声があふれています。「モーター音がうるさい」「入れ墨の入った人が集まっている」など不安の声もたくさん私のもとに寄せられています。

また、具体的にどのように地域活性化に繋がっているのかも、この数年続けているのに、不透明なままであります。よって、今年度の予算化はいったん中止し、住民との協議をやり直し、地域の活性化にどう繋がっているのかを検証しなおし、その結果を公開すべきです。

4 つ目は、同和事業の継続とその予算に反対をいたします。部落解放同盟への団体助成をはじめ、特定団体の活動を公金で丸ごと支える政策はやめるべきです。また、自動車免許取得の費用を公費で賄うなど特定個人への特別扱いはやめるべきです。同和事業の継続が差別をなくすどころか、新たな差別を生み出している事実にしっかりと目を向ける必要があります。一方、低所得者対策や生活困窮者への支援策などは、町民誰もが受けられる平等な福祉施策として一般化する必要があります。教育については、部落解放同盟の固有の価値観で進めるのではなく、科学的見地から行う一般教育へと移行を求めます。

5 つ目は、学校給食の値上げに反対をいたします。材料費の高騰による費用上昇分を保護者負担にするべきではありません。学校給食は食育という観点から今無料化も広がっています。わが町でもその観点から給食費の個人負担を減らす方針を持っていたきたいと思います。

最後 6 点目は、多目的グラウンドの料金設定、先ほども述べましたけれども、照明代を引き下げて、もっとみんなが使いやすい、使われる多目的広場にしていただきたいと思います。以上で反対討論を終わります。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 7 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第18、議案第8号 令和2年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第8号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第19、議案第9号 令和2年度土庄町港湾整備事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第9号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第20、議案第10号 令和2年度土庄町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 21、議案第 11 号 令和 2 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 22、議案第 12 号 令和 2 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 12 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 23、議案第 13 号 令和 2 年度土庄町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 13 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 24、議案第 14 号 令和 2 年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 14 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 25、議案第 15 号 令和 2 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

後期高齢者医療制度は、75 歳以上を全体の医療保険から切り離し、新たに保険をつくる制度です。これは 75 歳以上の保険料がどんどん上がっていき、かつサービスが低下する、そのことが国会でも指摘されておりますが、きちんと議論がされないまま、今進められております。制度に反対する立場から反対をいたします。

○議長（濱野良一君）

5 番 岡野能之君。

○5 番（岡野能之君）

賛成の立場から述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、国民健康保険の現状維持、また現在の高齢化率から考えると必要な保険制度であるため議案第 15 号に賛成いたします。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 15 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 26、請願第 1 号 日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

7 番 高橋正博君。

○7 番（高橋正博君）

反対の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

核兵器のない世界の実現は、国際社会の共通の目標であり、私も実現を願っ

ております。

しかし、現在、核保有国は、この条約を批判しています。核保有国がこの条約に参加しなければ、この条約の目的である「核兵器の全面廃止と根絶」は実現いたしません。

この条約でも、新しい取り組みでも構いませんが、世界の国々が対立せず、「核兵器の全面廃止と根絶」ができるよう、核保有国と持たない国がともに参加する枠組みの中で、核兵器のない世界に向けて日本がリーダとなり、動いていくことが大事なのではないでしょうか。

日本政府は、核保有国とそうでない国の橋渡し役をやっていくということを述べています。今、この条約に参加してしまえば、その橋渡し役を担えなくなるのではないのでしょうか。

現時点でこの意見書を提出し、政府に署名・批准を求めることについては反対いたします。以上です。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

今高橋議員から述べられた反対討論については、岸田外務大臣が国際社会、国連の場で発言した内容そのものであります。しかし、これは国内でも、海外でも通用しない暴論、奇論と呼ばれております。

世界で唯一の被爆国、日本政府が、世界中の核兵器を禁止しようとする動きに対して背を向けることは国内だけでなく、世界の国々から大きく批判をされているのが現実であります。核保有国が参加しなければ意味がないと言いますが、核兵器禁止条約が国連のルールとなった場合、参加しない国は、核兵器を持つことを是とする国として世界から立場がなくなるのは当然です。それこそ核兵器を保有している国をなくしていく手段として、この核兵器禁止条約が大きく掲げられている最も大きな理由でございます。

核兵器禁止条約は、日本国民だけでなく、全世界、全人類の大きな夢であり、希望であり、これを望む上で核兵器禁止条約の調印、これは 1 日も早く実現を目指すべきものだとは私は考えております。以上をもちまして賛成討論を終わります。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第 1 号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立少数であります。

よって、請願第 1 号は、不採択とすることに決定いたしました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩をいたします。議員の皆さんはその場でお待ちください。

休 憩 午後 0 時 09 分

再 開 午後 0 時 09 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

町 長（三枝邦彦）

参事兼総務課長（鳥井基史）

出納室兼税務課長（奥村 忠）

健康増進課長（山本真由美）

建 設 課 長（濱口浩司）

商工観光課長（蓮池幹生）

生涯学習課長（宮原正行）

参事兼企画課長（椎木 孝）

福 祉 課 長（笹山恵子）

住民環境課長（三木新治）

農林水産課長（石床勝則）

教育総務課長（佐伯浩二）

総務課副主幹（島原正喜）

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

議案の上程、提案理由の説明（同意第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 27、同意第 1 号 土庄町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、同意第 1 号 土庄町教育委員会教育長の任命については、現教育長の下地芳文氏が令和 2 年 3 月 31 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。住所につきましては、香川県小豆郡土庄町黒岩 754 番地の 1。生年月日は昭和 31 年 8 月 9 日。本人の略歴等につきましては、皆さんお手元の資料の記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑、採決（同意第 1 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました同意第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、同意第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

同意第 1 号 土庄町教育委員会教育長の任命については、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

同意第1号 土庄町教育委員会教育長の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時11分

再 開 午後0時13分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）

参事兼総務課長（鳥井基史）

出納室兼税務課長（奥村 忠）

健康増進課長（山本真由美）

建 設 課 長（濱口浩司）

商工観光課長（蓮池幹生）

生涯学習課長（宮原正行）

教 育 長（下地芳文）

参事兼企画課長（椎木 孝）

福 祉 課 長（笹山恵子）

住民環境課長（三木新治）

農林水産課長（石床勝則）

教育総務課長（佐伯浩二）

総務課副主幹（島原正喜）

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

ただ今、岡野能之君から土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例が提出されました。これを日程に追加し、発議第１号として議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。よって、発議第１号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案の上程、趣旨説明（発議第１号）

○議長（濱野良一君）

日程追加第１、発議第１号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

５番 岡野能之君。

○５番（岡野能之君）

発議第１号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、趣旨説明をさせていただきます。

上記の議案を別紙のとおり、土庄町議会会議規則第１３条第１項及び第２項の規定により提出するものであります。

理由といたしましては、福祉課と健康増進課を統合して健康福祉課とする土庄町行政組織の改編に伴う関係条例の整備に関する条例の可決に伴い、常任委員会の所管を変更する必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第１号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第１号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第1号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第1号）

○議長（濱野良一君）

発議第1号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

発議第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出

○議長（濱野良一君）

日程第28、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第74条の規定により、各委員会の委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて令和 2 年 3 月土庄町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れ様でございました。

閉 会 午後 0 時 17 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（ 濱 野 良 一 ）

同 議員（ 三 木 俊 明 ）

同 議員（ 岡 野 能 之 ）